

企業立地事業費補助金のあらまし

§ 1 企業立地事業費補助金とは、どのような制度ですか？

工場、研究所、物流施設等を新設又は増設する場合に、取得した用地及び雇用の増加に対して、補助金を助成する制度です。

§ 2 どのような業種・施設が対象になりますか？

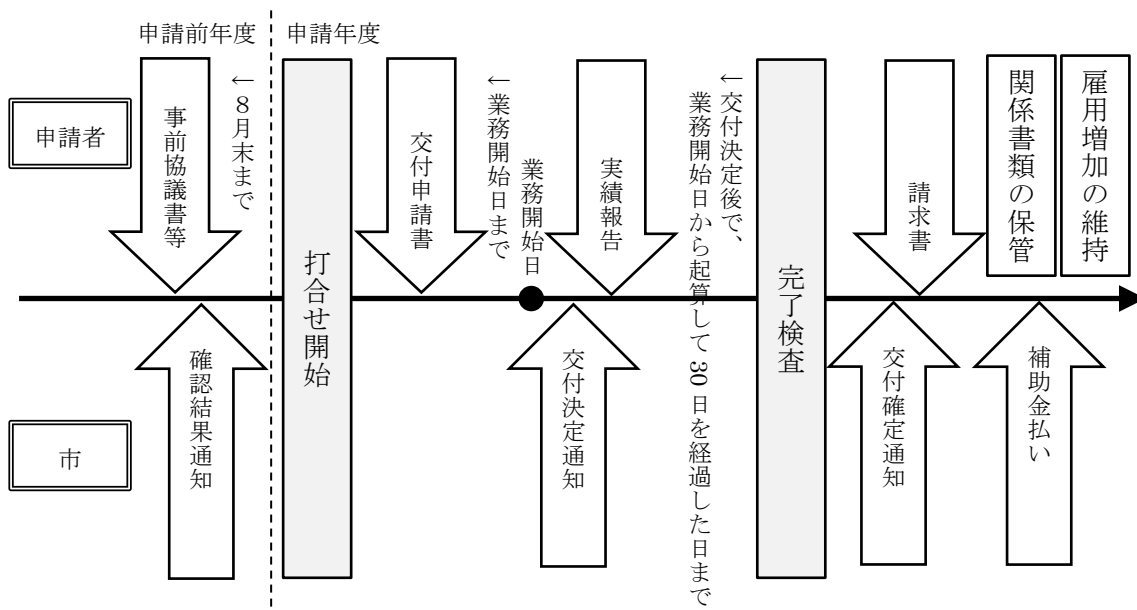
- ・ 日本標準産業分類大分類Eに分類される製造業又は同小分類011の耕種農業に係る施設園芸(農作物の生育条件を一定の施設により調整し管理するもの。)に係る工場
- ・ 同小分類711の研究所
- ・ 同中分類44の道路貨物運送業、47の倉庫業、同小分類484のこん包業又は同大分類Eの製造業若しくは大分類Iの卸売業、小売業に係る物流施設(流通加工等を行う施設に限る。)

§ 3 補助を申請するにはどうすればよいですか？

補助を受けるためには、申請予定年度の前年度8月末までに企業立地事業事前協議書、事前協議概要調書を提出し、確認を受ける必要があります。

§ 4 補助金交付までのスケジュールはどのようになりますか？

補助金のお支払いまでの目安は、申請書提出から3～4か月、具体的な打合せ開始から5～7か月です。



§ 5 補助を受けるための条件はありますか？

補助を受けるためには、補助要件を全て満たすことが必要です。

種別	工場・物流施設	研究所
業種	製造業、施設園芸、道路貨物運送業、倉庫業、物流施設等	自然科学研究所、製造業の分野に係る研究所
用地取得面積	1,000 平方メートル以上の用地取得（賃貸借を含む）	開発研究業務の専用床面積 200 平方メートル以上
従業員数	当該事業所の従業員の数が 10 人以上	当該研究所の研究員の数が 5 人以上
雇用増	県内雇用増 1 人以上又は雇用数維持かつ生産性の向上 10%以上	県内雇用増 1 人以上
	※補助金交付年度の翌年度から 3 年間、維持すること	
その他	（物流施設のみ）流通加工用設備等、市の定める 2 種類以上の物流用設備の設置	

雇 用

- ・操業する企業が直接雇用する、雇用保険法の一般被保険者及び高年齢被保険者が対象です。
- ・派遣、請負等、企業が直接雇用していない方、県外に住民票のある方は雇用者数に含まれません。
- ・雇用増は、「業務開始日の属する月末の数」と「用地取得日又は事業着手日の前月から起算して前 1 年間の平均」の差で数えます。
- ・パート（週 30 時間未満勤務の方）は 1/2 人に換算されます。

物流用設備

- ・別表 1（p. 7）の 3 種類の設備（①荷捌きの合理化設備、②情報処理システム、③流通加工用設備）のうち、2 種類以上を新たに設置する必要があります。
- ・同一種類の 2 つの設備（例えば自動仕分装置と自動搬送装置など）を設置しても、交付要件を満たしません。

§ 5-1 雇用数維持（雇用増0人）の場合、適用条件は何ですか？

(1) 補助要件について

雇用数維持（雇用増0人）の場合は、生産性の向上 10%以上の要件を満たす必要があります。なお、雇用人数のカウント方法は補助金交付要綱第2（3）によります。（パートタイマーは1/2換算）

(2) 対象業種について

製造業、植物工場、物流施設が対象です。研究所は対象外となります。

物流施設は、単なる貸倉庫を対象としておらず、流通加工等を行う施設のみを対象としているため、生産性の向上を図ることが可能です。このため、製造業と同様に『雇用数維持（雇用増0人）かつ生産性向上10%以上』を要件とすることができます。

研究所は、売上高が発生しない場合があるため、本補助制度上で定める生産性の向上が確認できません。このため、『雇用数維持（雇用増0人）かつ生産性向上10%以上』の要件は付さず、『雇用増1人以上』を要件とします。

§ 5-2 「生産性の向上」とは、何ですか？

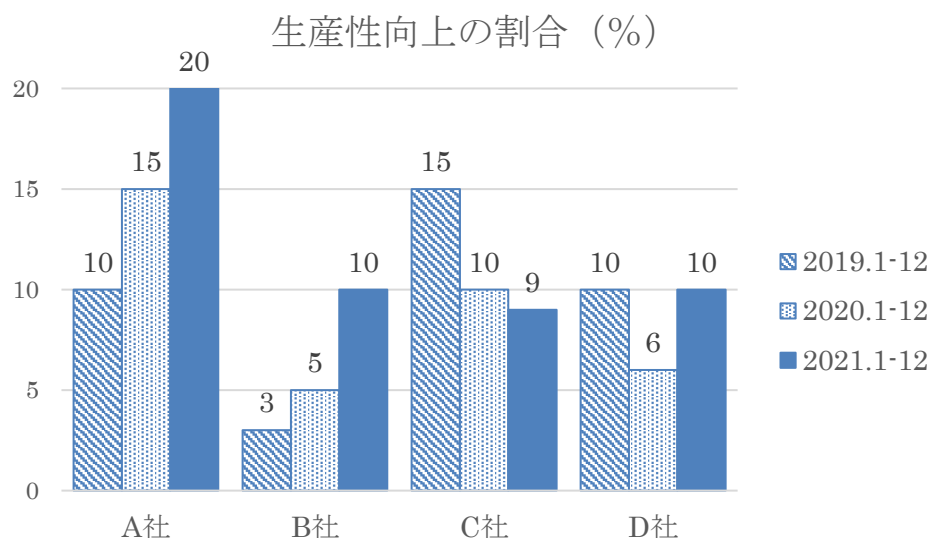
生産性とは労働生産性のことをいい、次のいずれかの数式により算定します。

$$\text{物的労働生産性} = \text{生産数量} / \text{雇用者数}$$

$$\text{価値労働生産性} = \text{生産額} / \text{雇用者数}$$

補助金申請にあたり、「用地取得日または事業着手日前12か月の平均」と「業務開始後3年目までのそれぞれ1年ごとの平均値（計画）」の提出を求めます。申請された計画に基づいて、業務開始後3年の間に生産性を10%以上向上し、これを維持することになっているかを確認します。

(例) 業務開始月が2018.12の場合



審査結果	○	○	×	○
------	---	---	---	---

§ 6 補助額はどのように計算されますか？

補助額＝用地取得費×補助率＋雇用増数×補助単価・・・千円未満切り捨て

補助額、用地取得費に対する補助率、雇用増数に対する補助単価については、下表のとおりです。

業種		工場（製造業、植物工場）		物流施設	研究所（ソフトウェア業含む）	
		成長分野	その他		研究所	ソフトウェア業
限度額	”ふじのくに” フロンティア 推進区域	4億円	3億円	3億円	4億円	3億円
	通常区域	3億円	2億円	2億円	3億円	2億円
用地 取得 費 補助 率	”ふじのくに” フロンティア 推進区域	40%	30%	30%	40%	30%
	通常区域	30%	20%	20%	30%	20%
雇用 増 補助 単 価	市内 居 住 者	正規従業 員	100万円/人			
		パートタ イマー	50万円/人			
	県内 居 住 者	正規従業 員	50万円/人			
		パートタ イマー	25万円/人			

※100%親子会社間の土地の購入、貸借は、自社有地の扱いになるため、用地取得費は補助対象外となります。

※成長分野とは別表2（p. 8）に掲げる工場となります。

§ 7 用地取得日、事業着手日、業務開始日とは何ですか？

形態	造成地	未造成地
用地取得日	売買・賃貸借等契約日、売買・賃貸借等予約日又は手付金支払日のうち、最も早い日	
事業着手日	工場等・機械設備の工事請負契約日、売買契約日又は賃貸借契約日のうち、最も早い日	
事業期間の終了（業務開始日）	用地取得日又は事業着手日のいずれか早い日から3年以内	用地取得日又は事業着手日のいずれか早い日から5年以内
	土地利用上の規制があり、行政手続きに時間を要するなど合理的な理由があり、事業開始予定日の6か月前までに所定の様式により、市に申し出た場合には、期間の延長ができることがあります。	

- ※土地の造成、未造成については個別に判断しますので、市担当者にご相談ください。
- ※土地を新たに取得した場合でも、事業着手日が用地取得日より早いときには、事業期間は事業着手日を起算とし、3年又は5年となります。

§ 8 業務開始日の決め方は？

- 業務開始日は、実際の操業開始日に関わらず、事業着手日から業務開始日までの期間内（§ 7 参照）で、任意の日を選択できます。
- ※補助金の申請は業務開始日までに行う必要があります。
- ※業務開始日までに支払いが完了した用地取得費及び雇用増数が補助の対象になります。なお、手形は振出日ではなく決済日を支払完了日とします。

例 1. 造成地を新たに取得した場合

用地取得日	2019. 5. 15	
事業着手日	2020. 4. 11	
着工(予定)日	2020. 4. 12	
完成(予定)日	2021. 2. 28	
業務開始(予定)日	2022. 5. 14 までの期間内で設定	

例 2. 未造成地を新たに取得した場合

用地取得日	2019. 5. 15	
事業着手日	2020. 4. 11	
着工(予定)日	2020. 4. 12	
完成(予定)日	2023. 2. 28	
業務開始(予定)日	2024. 5. 14 までの期間内で設定	

例 3. 事業着手日が用地取得日より早い場合（造成地）

用地取得日	2020. 5. 15	
事業着手日	2020. 4. 11	
着工(予定)日	2020. 5. 12	
完成(予定)日	2022. 2. 28	
業務開始(予定)日	2023. 4. 10 までの期間内で設定	

<例 1 のイメージ>

時期	内容	支払	雇用増	交付対象の捉え方	
				業務開始日 A	業務開始日 B
2019. 5. 15	用地取得	用地		補助対象	補助対象
2020. 4. 11	事業着手			用地取得費	用地取得費
2020. 4. 12	着工日			正規従業員 3 人	正規従業員 6 人
2021. 2. 28	完成日				
2021. 6. 11	業務開始日 A		正規 3 人	業務開始日の設定により、雇用増に対する補助に違いが生じる	
2022. 5. 14	業務開始日 B		正規 6 人		
2022. 6. 1	業務開始日		正規 7 人		
2022. 7. 1	の設定不可		正規 8 人		

§ 9 補助金は何回でも受けられますか？

下記の要件を全て満たせば、何度でも補助金を受けられます。

<要件>

- ・設備投資額 5 億円以上（研究所等は 1 億円以上）
- ・交付要件（「§ 5 補助を受けるための条件はありますか？」（P 2））

§ 10 グループ企業で共同して操業する場合、補助を受けられますか？

受けられます。

なお、共同で申請を行った場合、補助金は、原則として投資を行った会社に交付されます。ただし、補助金の交付を受けなかった会社も、補助金交付済みの扱いになります。

§ 11 補助対象となった用地等を売却等した場合は、どうなりますか？

補助対象となった用地は、10 年の期間においては、譲渡、売却、廃棄、貸付等を行うことはできません。

やむを得ない事情がある場合にも、事前に市長の承認が必要となり、それにあたっては、原則として、該当資産に対して交付された補助金を返還していただきます。

<別表 1 >

物流施設への設置が必要な設備一覧

種 類	設 備
物資の仕分け及び搬送の自動化等荷捌きの合理化を図るための設備	1 自動仕分装置（自動制御又は遠隔制御により物資を仕分けるものに限る。） 2 自動搬送装置（自動制御又は遠隔制御により物資を搬送するものに限る。） 3 自動化保管装置（遠隔制御により貨物の出し入れを行うものに限る。） 4 垂直型連続運搬装置（2以上の階に貨物を運搬するものに限る。） 5 電動式密集棚装置（遠隔制御により保管棚の移動を行うものに限る。） 6 貨物保管場所管理システム（電子情報処理組織に基づき施設内における貨物の保管場所を特定するシステムに限る。） 7 搬入用自動運搬装置及び搬出用自動運搬装置（自動検量機構を有するものに限る。）
物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム	データ交換システム（取引の相手方その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。）
流通加工の用に供する設備	流通加工の用に供する設備

※設置する設備がこの表に該当するか否かは、最終的には、各設備の仕様と現地確認により判断します。

<別表 2 >

区分	対象施設
製造業（次に掲げる業種に係るものに限る。） (1) 食料品製造業 (2) 清涼飲料製造業 (3) 酒類製造業 (4) 茶・コーヒー製造業 (5) 医薬品製造業 (6) 医療用機械器具・医療用品製造業 (7) X線装置製造業 (8) 医療用電子応用装置製造業 (9) 医療用計測機器製造業	主に左の製品を生産する工場
1 製造業（次に掲げる業種に係るものに限る。） (1) 化学繊維製造業 (2) 炭素繊維製造業 (3) 化学工業(化学肥料製造業、塩製造業、医薬品製造業を除く。) (4) プラスチック製品製造業 (5) ゴム製品製造業（医療・衛生用ゴム製品製造業を除く。） (6) 窯業・土石製品製造業 (7) 鉄鋼業 (8) 非鉄金属製造業 (9) 金属製品製造業 (10) はん用機械器具製造業 (11) 生産用機械器具製造業 (12) 業務用機械器具製造業（医療用機械器具・医療用品製造業、武器製造業を除く。） (13) 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (14) 電気機械器具製造業（医療用電子応用装置製造業、医療用計測機器製造業を除く。） (15) 情報通信機械器具製造業 (16) 輸送用機械器具製造業(鉄道車両・同部品製造業を除く。) (17) その他の製造業 2 製造業（1に掲げる業種に係るものを除き、ナノセルロースを製造するもの及びナノセルロースを原料又は材料とするものに限る。） 3 耕種農業	主に左の製品を生産する工場のうち、 ア ファルマバレープロジェクト、フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションプロジェクト、フォトンバレープロジェクトに参画し、各プロジェクトに関連する製品を製造する工場 イ 新エネルギー、次世代自動車、医療・福祉機器、ロボット、航空宇宙、光、環境技術関連等に関連する製品を製造する工場 ウ ア及びイに掲げるもののほか、自然素材を活用した医薬部外品等、健康関連の製品を製造する工場

※区分の欄に掲げる業種区分は、産業に関する分類に定める日本標準産業分類に掲げる業種をいいます。

※工場で複数の製品を生産している場合には、上記分野に該当する製品の付加価値額・生産量・生産金額又は当該製品に係る生産施設の床面積が、工場全体の50%超を占めているかどうかで、対象の可否を判断します。